

多文化社会ケベック、共存への模索  
——「妥当なる調整」をめぐる論争——  
Vers l'harmonisation interculturelle au Québec:  
Le débat sur les “accommodements raisonnables”

飯 笹 佐 代 子  
IIZASA Sayoko

はじめに

近年、世界的に、多様な民族や文化、宗教、価値観等の共存を図りながら、いかに社会統合を維持していくのかという課題が、アカデミックな議論においても、また政府レベルの政策論議においても、益々重要視されてきている。

周知のように、カナダとオーストラリアは 1970 年代の初期、ともに「多文化主義 (multiculturalism)」を国是に掲げて、従来の同化主義的な社会統合理念を見直し、多様性を積極的に評価する新たな共存への取り組みにいち早く着手した。以来、両国はそれぞれの社会、政治状況の中で、独自の多文化主義政策を模索してきている。

これら 2 国は多文化主義の先進事例として、日本でも関心が高い。カナダの場合、その研究や議論の対象はもっぱら英語圏であり、ケベックが注目されることは稀である。住民の 7 割以上をフランス系が占め、カナダの中で文化的・言語的に特異な社会を形成するケベック州は、多文化主義に否定的で、「フランス的事実の存続」に固執する同化主義的な社会というイメージで、一般に受けとめられることが多いようである。

しかし実際には、ケベック州政府は世界各地から移民や難民を積極的に受け入れてきた。州最大の都市モントリオールは、トロント、バンクーバーとともに移民の主な定住先であり、カナダにおける 3 大多文化都市の 1 つとなっている。州政府は、モントリオール以外の地域への移民の定住も促進しており、州全体を「多元的社会 (une société pluraliste)」として位置づけ、文化の多様性の尊重に基づいた移民の社会統合を模索してきている。

ところで、ケベック州では「多文化主義 (multiculturalisme)」という語はあまり用いられない。ケベックの側から見ると、連邦政府の推進する多文化主義は、英国系とともに2大建国民族である仏系カナダ人を諸文化集団の1つにしかみなしていない、と捉えられるからである。また、連邦の多文化主義は、様々な文化が単にばらばらに存在している状態であり、そのためにマイノリティのゲットー化を招いているように映る。こうした「多文化主義」に代わって、ケベックで一般的に使われているのは、「インターカルチュラリズム (interculturalisme)」という概念である。それは何より、ケベック州唯一の公用語であるフランス語を共有することを、大前提とする。そして、あくまで仏語社会という枠組みの中で、それぞれの文化が相互交流・対話を重ねながら、独自のケベック・アイデンティティを構築していくことを目指すとされる<sup>1</sup>。

ただし、「インターカルチュラリズム」は、州政府の政策理念や法律として明確に位置づけられているわけではない。それはむしろ、連邦政府や他州の掲げる「多文化主義」への対抗概念として、主にケベックの学者や知識人らによって州政府の文書や政策から読み解かれ、論じられている側面が強いといえる。したがって、その定義も一様ではない<sup>2</sup>。

こうした、多文化主義かインターカルチュラリズムか、という言説をめぐる議論の存在を念頭に置きつつ<sup>3</sup>、本報告では、文化的差異に関して日常的な場面から発した近年の論争に着目したい。それは、「妥当なる調整 (accommodements raisonnables)」、すなわち、マイノリティの宗教的慣行をどこまで、そしてどのように受け入れるのか、その是非をめぐるケベック社会を席卷した論争である。事態の重大性を認識した州政府は、2007年、ジェラルド・ブシャール (G rard Bouchard) とチャールズ・テイラー (Charles Taylor) という2人の著名な学者に依頼し、諮問委員会を発足させるに至る。同委員会は、実態調査を踏まえて、翌年、報告書『未来を築く――調和のと き』 (*Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*) を公表した。

この一連の出来事を通じて、本稿では多文化社会ケベックが共存を模索する姿を描いてみたい。まず第1章では、ケベック社会における文化的多様性について概観し、第2章では宗教的慣行に関する「妥当なる調整」の具体的な内容および論争の展開についてみていく。続いて第3章では、諮問委員会の報告書に基づいて、論争の背景要因や、諮問委員会の主張と提言を検討する<sup>4</sup>。

## 1. ケベックの移民と宗教をめぐる状況

2006年の国勢調査によると、ケベック州の総人口は約770万人である。移民はうち11.5%を占め、その出身地は多国にわたっている。同州政府は1991年に連邦と協定を締結し、移民の選別や統合に関して州レベルとしては異例の大幅な権限を獲得した。以降、フランス語社会を維持していくために、フランス語圏からの移民が優先的に受け入れられている。2008年に受け入れた移民の出身国も、上位3カ国がアルジェリアやフランス、モロッコなどのフランス語圏で占められている（表1）。

エスニシティ別にみると、ケベック州全体では100を超えるエスニック・グループが住み、その9割近くがモントリオール都市圏に集中している。宗教的にも多様である一方で、ケベックは依然としてカトリックが圧倒的に優勢な社会である。2001年の国勢調査によると<sup>5</sup>、その信者は住民の8割以上を占め（カナダ全体のカトリック信者は4割強）、プロテスタントとギリシヤ正教等を併せると、住民の9割近くがキリスト教である。それに対して、イスラム教は徐々に増えているとはいえ、住民の1.5%であり、またユダヤ教は1.3%、さらにシーク教は0.1%を数えるに過ぎない（表2）。

表1 ケベック州が受け入れた移民の出身国トップ10（2008年）  
（総計 45,264人）

	国名	人数	%
1	アルジェリア	3670	8.1
2	フランス	3617	8.0
3	モロッコ	3379	7.9
4	中国	2820	6.2
5	コロンビア	2564	5.7
6	ハイティ	2140	4.7
7	レバノン	1921	4.2
8	フィリピン	1575	3.5
9	ルーマニア	1112	2.5
10	メキシコ	1019	2.3

出典：Ministère de l'Immigration et des Communautés culturelles, Direction de la recherche et de l'analyse prospective.

表2 ケベック州およびカナダ全体における宗教別人口（2001年国勢調査より）

宗 教	ケベック州		カナダ全体	
	人数	%	人数	%
ローマ・カトリック	5,930,385	83.2	12,793,125	43.2
プロテスタント	335,595	4.7	8,654,845	29.2
ギリシャ正教	100,370	1.4	479,620	1.6
その他キリスト教	56,750	0.8	780,450	2.6
イスラム教	108,620	1.5	579,640	2.0
ユダヤ教	89,915	1.3	329,995	1.1
仏教	41,380	0.6	300,345	1.0
ヒンドゥー教	24,530	0.3	297,200	1.0
シーク教	8,220	0.1	278,415	0.9
無宗教	400,325	5.6	4,796,325	16.2

出典： Statistique Canada, Recensement de 2001.

それぞれの宗教的マイノリティの集団内は、出自・宗派・信仰の程度などさまざまであり、決して均質ではない。たとえばユダヤ教においては、欧州に出自を持つアシュケナジムと呼ばれる人々と、北アフリカから移住してきたセファルディムと呼ばれる人々とは、文化的にも宗教実践においても異なる面が少なくない。また、シナゴグ（礼拝場）にはほとんど行かずに、祭日だけを祝う人々もいる。さらには労働や機械に触れることさえ禁じる安息日の掟に従って、その日は交通機関やエレベーターも利用しないなど、厳格に信仰を実践する人々まで多様である。

注意すべきは、アラブ系＝イスラム教徒というように、出自からステレオタイプ的に特定の宗教を結び付けてしまうことである。それは必ずしも現実を反映していない。たとえば、ケベック州に住むエジプト系の実に8割が、またはレバノン系の7割以上が、キリスト教を信仰している。同様に、ユダヤ系の人々がすべてユダヤ教を信仰しているわけではない。2001年の国勢調査で「ユダヤ系」と申告した人のうち、6.5%がキリスト教系の信者であり、5.8%が無宗教であると回答している。

さらに、熱心な信者は移民一世代に多い、というのも陥りがちな思い込み

である。特にユダヤ教徒の場合は、7割近くの信者がケベックで生まれている。一方、イスラム教徒の場合は、ケベック生まれは2割を越える程度であるが、その3分の1が、何代もさかのぼれるケベック人である。新移民がケベック生まれかにかかわりなく、キリスト教からイスラム教などの他宗教への、あるいはその逆の改宗も少なからずみられる<sup>6</sup>。

## 2. 「妥当なる調整」をめぐる論争の展開

上述したように、ケベックにおいて非キリスト教系の人口は、数の上で文字通りマイノリティに過ぎない。にもかかわらず、その存在はしばしば社会の大きな注目を喚起してきた。かつて1990年代半ばに、学校におけるイスラム系女生徒のスカーフ着用は是非をめぐり、論争が起こったことはまだ記憶に新しい<sup>7</sup>。近年、宗教的マイノリティへの注目度は、ますます高まっている。特に2006年以降、かれらの宗教的慣行がどこまで、どのように社会に受け入れられるべきか、という「妥当なる調整」のあり方をめぐって、ケベック社会をゆるがすかのような論争が巻き起こることとなった。いったい何が問題となり、論争はどのように展開していったのだろうか。

### 2.1. 宗教的慣行と「妥当なる調整」

まず、「妥当なる調整 (accommodements raisonnables)」という、日本語として耳慣れない語について説明しておこう。accommodements raisonnablesとは、本来、法的な概念である。労働の分野において、規範を厳格に適用することによって、かえって平等の権利を侵害するような差別が生じた場合、それを解消するために調整が図られたことに由来している。そして、近年では、法的な狭義の意味を超えて、宗教的、文化的な多様性に関わる、あらゆる調整を意味する表現として使われるようになっていく。

なお、英語の reasonable accommodations は、日本では一般に「合理的配慮」という訳語が当てられており、主として障害者の権利擁護の文脈で用いられている。この「合理的配慮」という表現は、一見みごとな訳語ともいえるが、多数派が少数派に対して一方的に与える「善意」的なニュアンスを感じなくもない。他方、ケベックにおける accommodements raisonnables は、文化の多様性を擁護する文脈で用いられていること、また理想的には、多数派と少数派が解決を求めて対等の立場で歩み寄ることを含意していると思われることから、ここでは、あえて「妥当なる調整」という訳語を選択することとした

い。

さて、ケベック州政府の文化共同体・移民評議会は、すでに 1993 年に、「妥当なる調整」を、移民に対する差別を解消し、ケベック社会への統合をより容易に進めることを目的に、文化や価値観をめぐる摩擦の解決を積極的に図るために必要とされる方法、と位置づけている。そして、それは「デモクラシー」、「両性の平等」および「万人に等しい法的規範」を損なわない範囲内で図られるべきであるとする。したがって、ケベック州の裁判所の判決が、イスラム教やユダヤ教の宗教裁判所の判決と異なる場合は、あくまで前者が優先されることになる。また、ケベック憲章の 10 条は、人種、肌の色、宗教、言語及びエスニックな出自による区別なく諸権利及び自由の行使を保証しており、裁判所はこの条項を社会や諸機関の側が「妥当なる調整」を行う義務を有するものであると解釈している（Conseil des communautés culturelles et de l'immigration, 1993）。

「妥当なる調整」が求められるのは、日常生活の場面、特に職場や学校、病院などにおいてである。実際にこれまで、文化的、宗教的な差異を考慮したさまざまな「調整」が図られてきた。職場においては、たとえば、宗教的祭日のために休暇を取る権利が、他の従業員に不公平をもたらさない限り認められている。これについては、1994 年の連邦最高裁判決によって、法的にも支持されている。

学校において、宗教的、文化的な要求は、州の定めた教育法に抵触せず、学習プログラムを損なわない範囲内であれば、受け入れられる余地がある。宗教的祭日のための欠席や、イスラムのラマダン時の学習の軽減などは、たいてい認められてきた。ただし、同一カリキュラムの履行という原則のもと、体育や性教育、生物などの授業の免除は許可されない。肌を見せないという宗教の教えに従い、体育授業の免除を要求するイスラム系の少女に対しては、肌を覆うことのできる丈の長いゆったりしたパンタロンの着用を容認することによって、授業への参加を促している。また、シーク教徒の男子はキルパンという儀式用の短刀を身につける習慣があるが、刃渡り 20 センチ程もあるため、凶器として学校への携帯を禁止される場合が多い。そのため、当事者の家族と学校側との話し合いによって、本物ではなく、小型のペンダントやプレスレットに加工した代用品の携帯で「調整」が図られたりしている。ただし、このキルパンの携帯については、後述するように、裁判で争われた事例もある。

医療の領域においても、最期が近づいたイスラム教徒のベッドをメッカの方角に向けたり、ユダヤ教徒がコーシャー・フード（ユダヤ教で定められた清浄食品）を持ち込む要求などは、一般に受け入れ可能とされる。

なお、祈祷場については、教育機関では常設のものは認められない。他方、刑務所や病院、空港などでは、外の教会に自由に行くことができないため、常設の祈祷場の設置も可能とされている。

## 2. 2. 論争の展開

宗教的慣行の中には、調整の困難な問題もある。宗教的理由で、死亡した子供の解剖を親が拒否する場合や、胎児の容体に危険が迫っているのに、妊婦が帝王切開に応じない場合などである。こうした一部の事例を除けば、これまで多様性の「調整」は多くの場合、当事者と関係機関との協議や話し合いを通じてうまく折り合いがつけられてきたとあってよい。ところが、近年にわかに、マイノリティの宗教的慣行の要求がクローズアップされ、「妥当なる調整」の語がメディアに頻繁に登場するようになる。とりわけ、2006年3月から2007年6月にかけて<sup>8</sup>、「妥当なる調整」に関連する話題が相次いで取り沙汰され、その是非をめぐって議論が白熱していった。

その一つは、2006年11月、モンリオールのYMCAが、近隣に住むユダヤ教超正統派（ハシディズム）の信者の要望で、肌を出した体操着の女性が見えないように、ジムのガラスを曇りガラスに代えた、という出来事である。それが報じられて以降、保健所におけるカップルを対象とした出産準備コースで、イスラムの女性の要求によって、非イスラムのカップルの夫が参加を拒否されたとか、救急隊員が、コーシャー・フードでないランチを持っていたために、ユダヤ総合病院を追い出されたとか、いささか誇張気味とも思える記事が続々とメディアに取り上げられた。それは「妥当なる調整狩り」ともいえる様相を呈した。同時に、宗教的マイノリティの要求への過剰な譲歩はケベック社会に亀裂をもたらすという懸念や、このままでは近い将来に「フランス的ケベック」が消滅してしまうという声もあがり、メディアをにぎわせた。

この騒動の伏線のひとつとして、シーク教徒の男子が学校でキルパンを携帯することの是非をめぐって争われた裁判で、2006年3月、カナダ連邦最高裁が携帯を支持する判決を下したことの影響は少なくない。この判決は、ケベック州控訴院の判決を覆すものであっただけに、キルパンの凶器として

の危険性を懸念する人々に不満を残しただけでなく、「連邦による多文化主義の押しつけ」として、反感をも喚起することとなった。

折しも、2007年3月の州議会選挙が近づくと、「妥当なる調整」の是非は、政治家をも巻き込んだ論争へと発展していく。

### 3. 「ブシャール=テイラー委員会」の活動と報告書『未来を築く——調和のとき』

#### 3.1. 「ブシャール=テイラー委員会」の発足

事態の收拾を図る必要に迫られたジャン・シャレー州首相は、500万カナダドルの州政府予算を投じて、2007年2月、「文化的差異に係る調整の実践に関する諮問委員会（Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles）」を発足させた。社会学者のジェラルド・ブシャールと政治哲学者のチャールズ・テイラーという著名な二人の学者を委員長として、同委員会（以下、ブシャール=テイラー委員会）は、ただちに多様性の調整に関する実態調査を開始した。州内の大学と連携して13の調査プロジェクトを実施するとともに、モンリオールおよび15ヶ所の地域でのヒアリングや22回の地域フォーラムを設けるなどして、精力的に関係者や一般の住民から幅広く証言や意見の収集を行った。

これら一連の作業を踏まえ、翌年の2008年5月、ブシャール=テイラー委員会は『未来を築く——調和のとき（*Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*）』と題する報告書を公表した<sup>9</sup>。以下、報告書の内容に基づきながら、主な論点について検討していきたい。

#### 3.2. なぜ、論争が過熱したのか

先述したように、「妥当なる調整」はすでにさまざまな実績があり、これまでは比較的穏便に解決が図られてきた経緯がある。では、そもそも、この時期になぜ、宗教的マイノリティの要求が、これほど人々の関心の的となり、懸念を喚起したのであろうか。

その理由について、報告書は、ひとつには、2001年に起こった9.11同時多発テロ事件の影響により、イスラムへの否定的イメージが醸成されたことを挙げている。もっとも、これはケベックだけでなく、世界的な傾向でもあるだろう。それに加えて、経済の規制緩和や雇用の不安定、疎外感などによって、人びとの社会に対する漠然とした不安感が高まっている状況も無視で

きない。また、「妥当なる調整」に懸念を示す人は、フランス系住民に多いことが指摘されている。フランス的社會の存続を望む人びとにとって、宗教的マイノリティによる要求の増大は、自らが寄って立つ懐古的なケベック・アイデンティティへの挑戦とも映る。一方で、かつてのカトリック権力がケベックにおいて大きな社会的影響力を持っていた時代のいまわしい記憶と、宗教的な主張とを重ね合わせる人たちもいる。

以上に加えて特筆すべきは、「妥当なる調整」に関する実際の内容が、曲解されて流布しているという現実である。ブシャール=テイラー委員会は、メディアに大きく取り上げられ、人びとに否定的に受け止められている「妥当なる調整」の事例から 21 件の調査を実施した。その結果、うち 15 件は、事実と一般認識との間に明らかに大きな乖離がみられたという。たとえば、先述の出産準備コースの件で話題になった保健所は、現実には貧困地域にあって、医療へのアクセスが困難な移民女性に対する支援に地道に取り組んでいたものだった。しかも男性を排除した事実はないという。

結果的に、大きな影響力を持つメディアが、論争の先鋭化に大きく加担したのである。そもそも、宗教的マイノリティの存在を現実以上に誇張するなど、日頃の報道のあり方にも問題が少なくない。たとえば近年、雑誌などで、ニカブという目以外を覆うスカーフを被ったイスラム系の女性の写真をよく見かけるが、ケベックでの実際の人数に比較して、その頻度は過剰である (Castel, 2007, p.137)。

### 3.3. デモクラシーと世俗主義

ブシャール=テイラー委員会による報告書は、以上で示したような「妥当なる調整」に対する誤解を解き、人びとが感じている不要な懸念を払拭するために、説得的な説明を試みている。「妥当なる調整」が、あくまでケベック社會の原理であるデモクラシーや、「ケベック州の人間の権利と自由の憲章 (Charte des droits et libertés de la personne du Québec)」の理念に根ざしたものであること、同時に、それが移民の社會統合を促すものであることを強調する。そして、裁判よりも、極力、当事者間の話し合いによって調整の方法を探ることが望ましいとする。

また、懸念の矛先を移民やマイノリティの人びと全体に向けないように、警鐘を鳴らす。むしろ報告書は、マイノリティの人たちへの差別が依然としてケベック社會に存在していることを、あらためて問題視する。移民の方が

ケベック生まれの人たちよりも平均的な学歴は高いにもかかわらず、失業率の方ははるかに高い事実と言及し、マイノリティに対する差別や偏見の克服などを訴えかけている。

さらに、政教分離についての考察にページを割き、ケベック独自の「開かれた世俗主義 (laïcité ouverte)」を提唱する。学校などの公的空間における宗教的サインの誇示を一切禁止するフランスとは異なり、ケベックでは、イスラム教徒のスカーフやユダヤ教徒の帽子キッパ、シーク教徒のターバンなどは、信教の自由において認められるべきとする。それは公務員についても同様であるとしつつ、国家の中立性を体現するような職務、たとえば州議会の議長や裁判官などに限っては、自制する義務があると述べている。他方で注目すべきは、州議会がまさしく国家の宗教に対する中立性を体現する場であるという理由で、その壁から十字架を取り除くべきと主張していることである。同じ理由で、多くの地方議会でも今でも行われているキリスト教式の開会の祈祷も廃止すべきとしている。

### 3. 4. インターカルチュラリズム概念の明確化に向けて

特筆すべきは、マイノリティの宗教的慣行をめぐる騒動が、「妥当なる調整」のあり方にとどまらず、ひいては社会の統合理念や世俗主義の再考という、より根源的な課題をも提起したことである。

報告書では、提言として第一に、インターカルチュラリズムの定義の明確化を掲げている。本稿の冒頭で触れたように、「インターカルチュラリズム」は、未だケベック州政府の公式の政策用語として位置づけられているわけではない。それに対して報告書では、インターカルチュラリズムの理念を、政策や法律として明文化することを強く求めている。

ケベックは深刻な人口減少に直面し、州の人口を維持するためには移民が不可欠である。一方で、北米においてケベックは、文化的マイノリティとしての立場を余儀なくされてきた。こうしたなかで、フランスの事実の存続と多元主義とのバランスを、どのようにとっていくのか。一見して相反するベクトルを持つ両者の調和を図るためにこそ、インターカルチュラリズムという、多文化社会ケベックの統合政策やアイデンティティ観を支え得る独自の理念が必要とされているといえよう。今後、その概念が政策レベルでどのように構築、展開されていくのか、きわめて興味深いところである。

報告書は併せて、信教の自由と市民の平等、政教分離、そして国家の中立

性という4つのそれぞれの要素がしかるべく融和した上に成り立つ「開かれた世俗主義」とは何かについても、州政府として明示すべきことも提言している。

なお、ブシャーレ=テイラー委員会の発足やその取り組みが功を奏した面もあり、マイノリティの宗教的慣行をめぐる過熱した論争は、2007年の後半以降、ひとまず沈静化した。

## 結びに代えて

以上、「妥当なる調整」をめぐる論争を通じて、ケベック社会が多様な文化や価値観の共存に向けて試行錯誤するプロセスの一端をみてきた。宗教的慣行をめぐる摩擦やメディアが社会に与える負の影響など、ここで起こっていることはケベックに固有のものでは決してない。それらは、多文化化の進行する日本も含めて、多くの社会に共有され得るものである。したがって、具体的解決を模索するケベックの経験や試みは、時宜を得た有益な参考事例となるだろう。なかでも注目したいのは、ブシャーレ=テイラー委員会の果たした役割である。現場に足を運び、関係者を含む多くの人たちとの対話や公開の討議を通じてさまざまな意見を吸い上げながら、ボトムアップで提言を導き出そうとする作業は、多文化社会における合意形成や政策展開に向けた手続き論としても、きわめて示唆的である。

さて、「妥当なる調整」やインターカルチュラリズムをめぐる課題と動向を考察するに当たっては、ケベックの文脈を十分に踏まえながら、事例研究としての充実化を図っていくべきことは、言うまでもない。他方で同時に、ケベック研究の枠組みを超え、カナダや諸外国との比較の視点を交えながら、「多文化社会論」、ないしは広義の「多文化主義論」としていかに展開させていくことができるのか、という問題意識を常に心がけていく必要があるだろう。これは、ケベック研究の、ひいては地域研究の地平をいかに拓いていくのか、という課題にもつらなるものである。

(いいざさ さよこ 総合研究開発機構リサーチフェロー)

## 注

- 1 多文化主義をカナダの政策に限定せずに、複数の文化の調和的な共存を目指す主張・政策・運動として捉えるならば、インターカルチュラリズムも多文化

主義の一形態であるということもできる。筆者はかつて、ケベックが独自に追及する統合政策を、「ケベック型多文化主義」として論じたことがある（飯笹、1997）。

- 2 インターカルチュラリズムの定義や多文化主義との相違、類似点について、さまざまな論者の見解をレビューしたものとして、Rocher et al. (2007) を参照。
- 3 多文化主義かインターカルチュラリズムか、という言説ならびに実際の政策における違いや共通点などについての考察は、稿をあらためて論じたい。
- 4 「妥当なる調整」の内容や論争の経緯については、その多くを諮問委員会の報告書 (Bouchard et Taylor, 2008) および Robitaille (2008) に拠っている。
- 5 2006 年の国勢調査では宗教に関する質問はなく、2001 年国勢調査のデータが最新である。
- 6 ケベックの宗教的マイノリティの実情について、詳しくは Castel (2008) を参照。
- 7 1994 年 9 月、モンリオールの公立学校で、スカーフをかぶっていたあるムスリムの女生徒が登校を拒否されたことに端を発した。この論争は、当時、フランスでも同様の問題が同時進行していたことの影響もあってかなり白熱したものとなった。これに対して、ケベック人権委員会は、スカーフの禁止は宗教に基づいた差別に相当すること、また、女生徒たちが放校処分になれば、公教育を受ける権利や学校を自由に選択する権利が否定されて、平等への権利にも抵触することから、着用を擁護する見解を表明した。スカーフ論争について、詳しくは Conseil du statut de la femme (1995) および飯笹 (1996) を参照。
- 8 諮問委員会の報告書が「混乱期」と称するこの期間には、過去 22 年間にメディアで取り上げられた 73 件の「妥当なる調整」関連の事例のうち、40 件が集中している。
- 9 報告書の主な内容は、委員会の発足の背景とその検討課題、「妥当なる調整」に関連するこれまでの事例、「妥当なる調整」の定義と運用の現状、指針についての考察、インターカルチュラリズムや世俗主義をめぐる考察、人びとの見解の紹介と誤解に対する返答、ケベック社会の現状と位置付け、政策提言などである。約 300 ページの完全版と約 100 ページの要約版が、それぞれフランス語と英語で公表されている。これら報告書も含めて、プシヤール=テイラー委員会の活動内容や成果については、同委員会の公式ホームページ <http://www.accommodements.qc.ca/> を参照。

#### 参考文献

Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*,

Gouvernement du Québec.

Castel, Frédéric (2008) “Envahissement des minorités religieuses au Québec?” dans Michel Venne et Miriam Fahmy, dir., *L'annuaire du Québec 2008*, Fides, pp.133-140.

Conseil des communautés culturelles et de l'immigration (1993) *La gestion des conflits de normes par les organisations dans le contexte pluraliste de la société québécoise, avis présenté à la ministre des Communautés culturelles et de l'Immigration*.

Conseil du statut de la femme (1995) *Réflexion sur la question du port du voile à l'école, Gouvernement du Québec*.

飯笹佐代子 (1996) 「ケベックのスカーフ問題」『カナダ研究年報』第 16 号、日本カナダ学会、74 ～ 80 頁。

飯笹佐代子 (1997) 「ケベック型多文化主義の模索 - 変貌するケベック社会」『NIRA 政策研究』(特集：多文化主義と政策課題) Vol.10, No.2、16 ～ 19 頁。

Robitaille, Antoine (2008) “Querelle des accommodements raisonnables” dans Michel Venne et Miriam Fahmy, dir., *L'annuaire du Québec 2008*, Fides, pp.122-129.

Rocher, François et al. (2007) *Le concept d'interculturalisme en contexte québécois: généalogie d'un néologisme*, Rapport présenté à la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturels (CCPARDC).